

名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業に係る公聴会
名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業に係る公聴会
議事録

1 対象事業の名称及び種類

- (1) 名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業（以下「北地区」という。）
大規模建築物の建築
- (2) 名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業（以下「南地区」という。）
大規模建築物の建築

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成22年7月24日（土）
午後2時から3時20分まで
- (2) 場所
愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）12階1201号室
中村区名駅四丁目4-38

3 出席した陳述人の氏名及び住所

中川 武夫（名古屋市千種区）

4 条例第21条第5項の規定による出席者の職名及び氏名

- (1) 北地区（事業者および代理人）
日本郵政株式会社 不動産部門 不動産企画部 次長 本間 徹
日本郵政株式会社 不動産部門 不動産企画部 グループリーダー 長澤 智也
郵便局株式会社 不動産部 主任 中野 康子
- (2) 南地区（事業者）
東海旅客鉄道株式会社 事業推進本部 担当部長 相川 裕行
東海旅客鉄道株式会社 事業推進本部 担当課長 深見 健史
東海旅客鉄道株式会社 事業推進本部 担当課長 樋口 尚良

5 議長

環境局地域環境対策部長 浅井 慎次

6 事務局

環境局地域環境対策部主幹（環境影響評価・化学物質） 近藤 盛英
環境局地域環境対策課環境影響評価係長 重本 泰範

7 傍聴人の数

20 名

8 公聴会の議事

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

大変長らくお待たせいたしました。定刻 2 時となりましたので、ただいまから「名駅一丁目 1 番計画北地区（仮称）建設事業に係る公聴会」および「名駅一丁目 1 番計画南地区（仮称）建設事業に係る公聴会」を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の一環として行うものでございます。私は、本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の浅井でございます。よろしくお願いいたします。

また、事務局として、こちらに地域環境対策部環境影響評価及び化学物質担当主幹の近藤、その隣が地域環境対策課環境影響評価係長の重本です。よろしくお願いいたします。それでは早速ですが、本日の公聴会の運営方法の説明と、本日出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を主幹の近藤の方から行います。以降、議事の進行につきましては座ったままでさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

事務局（近藤環境局地域環境対策部主幹）

それでは本日の公聴会の運営につきまして、ご説明申し上げます。

まず、傍聴人の方へお願いを申し上げます。

この公聴会は「名駅一丁目 1 番計画北地区（仮称）建設事業に係る見解書」および「名駅一丁目 1 番計画南地区（仮称）建設事業に係る見解書」に対して、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり、質問をしたりすることはできません。公聴会開催中は静粛にしてください。

また、公聴会の記録を作成するため、録音及び写真撮影を行いますので、ご了承ください。

この会場は禁煙でございます。ゴミにつきましてはお持ち帰りいただくようお願いします。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。そのほか、公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。

次に、陳述の方法について申し上げます。

初めに、陳述人の方から、意見の陳述をしていただきます。

一つの対象事業に係る公聴会の陳述時間は一人 10 分以内と定めておりますが、あらかじめ提出されている陳述申込の内容を拝見しますと、意見の内容が北地区と南地区に重複していますので、途中で区切らず、合計 20 分以内で陳述をお願いします。

次に事業者は、この陳述に対して見解を述べることができませんが、見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩時間を取らせていただき、休憩後、20 分以内で見解を述べていただきます。

続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望があれば、若干の休憩時間を取らせていただき、休憩後、補足意見を述べていただきます。

補足意見の陳述時間は一人5分以内と定めておりますが、意見陳述と同様に扱い、途中で区切らず、合計10分以内で陳述をお願いいたします。

いずれの場合にも、所定の残り時間が1分になりましたらベルを1回鳴らし、また、所定の時間が経過しましたら、ベルを2回鳴らして、お知らせをしますので、ご協力をお願いします。

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力をお願いします。引き続き、陳述人のご紹介をさせていただきます。

陳述人の中川武夫さんです。

続きまして、事業者の紹介をさせていただきます。

北地区については、郵便局株式会社、名工建設株式会社、名古屋鉄道株式会社の3社が事業者となり、環境影響評価の手続きを進めておりますが、本日は事業者の代理人として、日本郵政株式会社、事業者として、郵便局株式会社の方が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。

日本郵政株式会社不動産部門不動産企画部次長 本間徹さん、不動産部門不動産企画部グループリーダー 長澤智也さん、郵便局株式会社不動産部主任 中野康子さん。以上の3名です。

次に、南地区の事業者の紹介をさせていただきます。

南地区は、事業者である東海旅客鉄道株式会社から、事業推進本部担当部長 相川裕行さん、事業推進本部担当課長 深見健史さん、事業推進本部担当課長 樋口尚良さん。以上、3名の方が出席しております。

以上で、本日の運営方法の説明と、陳述人並びに事業者のご紹介を終わります。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

それでは、ただいまから、陳述をお願いいたします。陳述人は演台の方でお願いいたします。

それでは中川さん、陳述をお願いいたします。

陳述人（中川武夫氏）

紹介いただきました中川です。私たちは、名古屋市の環境影響評価、最初は要綱だったのですが、要綱の時代から名古屋市の環境影響評価が適正に運営され、名古屋市内で公害問題が新たに発生することがないようにという思いを込めて研究会をつくり、環境影響評価に対して、いろいろ意見を述べてまいりました。

今回も名駅一丁目1番の南、北、両地区の建設事業にかかわって意見書を提出し、見解書を読ませていただいた上で、幾つかの問題についてご指摘をさせていただきたいというふうに思います。

このように、南地区と北地区の計画が、公聴会が一緒にやられるということに分かりますように、二つの事業は一体として行われているものです。そういう事業であるにもかかわらず、

事業者が違うという立場で、両方が合わさった影響についての検討が、必ずしも十分ではないということが大きな課題になっているというふうにあります。

私たちのそういう趣旨の指摘を受けまして、複合影響の予測を取りまとめたというふうに見解書では書いてございますが、取りまとめたというのは、合わせただけでありまして、まさしく取りまとめたことは取りまとめたんですけども、その影響がどうなのか、それをどのように低減していくのかという評価、低減策ということについて基本的にはほとんど触れられておりません。

で、まあ周辺の影響に及ぼす影響の低減に努めますという形で記載されております。で、影響の低減に努めますというのは、特にそれ自身に異論をはさむつもりはございませんけれども、そういう言い方で、従来、きちんと低減策をやられたという事例を不幸にして私は存じ上げておりません。そういう事例はないわけですね。具体的にこういうことをやる、こういうふうにするということを書いてないことについて、本当に低減策を考えて、よりよいものについて検討し、それを実施したという、そういう事実は残念ながら聞き及んでおりません。

そういう意味では、いわゆるリップサービスということに終始するのではないかということをおもいます。それでは意味がないわけでございますので、そういう意味で、せっかく両方の影響についての合計をされるのなら、その評価と、さらなる低減というものについて、どのような具体策が考えられるのか。やるのか、やらないのかということについてまで、きちんと踏み込んで行くべきだろうというふうに思っております。

また、併せて実は、この地区のすぐ近くで、名駅三丁目ビルというのが計画をされて、アセスの取り組みが始まっております。こういうものが総体としてきちんとした評価がされなければ意味がないということになってまいります。

環境影響評価の目的は、事前に環境を予測して影響の低減、影響を出ないようにするというのが基本的な考え方、目的でございます。それぞれの事業が、自分のところだけではそれほど大した影響はない、という形で幾つかの事業が積み重ねられてきた、そういう事例が過去にもたくさんございます。そういうことをやって、結果としてはその地域に大きな影響を及ぼしてしまうということは重々考えられることでございます。

そういうことを考えるときに、近隣で行われる事業、あるいは既に行われてしまった事業も含めて、総合的な判断をするということは不可欠のことだというふうに私たちは考えております。本当に周辺の影響に及ぼす影響の低減に努めるということを真剣に考えておられるのであれば、本当にそれが言葉だけではなくて、やる気があるとおっしゃるのであれば、低減策を具体的にお示しいただく必要があるのではないかというふうに思っております。こういう事業が近隣で行われているということを知りながら、そういうものについての影響について、複合的な影響について十分な検討をしないというのは、やはり事業者としては環境影響評価の本来の趣旨というものを踏まえた上で不十分であるし、怠慢であるというふうに言わざるを得ないというふうに思います。まあこの点につきましては、事業者だけではなくて、この環境影響評価を主管する名古屋市の担当部局の姿勢も、また問われることになるというふうに私は思ってお

同じということにはなりません。そういう点で詳細にデータを見ていきますと、その点が明確になってまいります。相関係数はNO_xで0.9 幾つとか、そういうふうに書かれておりますけれども、冬場の特に問題となるような高濃度の時期には、実際には少しずれが出てきている。絶対値としてはずれが出てきているというふうになります。例えばそういう意味ではバックグラウンド濃度に用いる中村保健所のデータが0.020ppmということになりますが、事業地近くでは0.022ppmになっているというような事実がございます。したがって、このところは相関が高いからイコール中村保健所のデータを、数値をそのまま用いるのではなくて、絶対値は別の検討として、この0.022というものを用いるのが妥当な考え方だろうというふうに、常識的な考え方だろうというふうに思うんですね。その点について明快な回答を求めたいというふうに考えております。

さらに、地域冷暖房を利用することによる排気ガスの問題について一言指摘したいというふうに思います。

地域冷暖房を利用するというので、個別の空調を用いるよりも排ガス量、排出ガスは削減されるというふうに見解書では述べられておりますが、具体的には、個別熱源方式に比べて地域冷暖房を導入した方が排出ガスは削減される。こういうふうな記述になっているかと思いますが、そうであれば現実に個別熱源方式と地域冷暖房と、どのように排ガスの量が違うのかというのを、具体的にお示ししていただくのが妥当な対応ではないかというふうに思います。で、言い訳として、現在一部が使われてないので、あえて比較することをしなかったということですが、そもそも、もともと規模が違うわけですから、同規模の構造物を考えたときの地域冷暖房と、そして個別熱源方式との違いというようなことについては、当然データとしてお示ししていただくことが十分に可能であるというふうに考えられます。それを示さないというのはどうしてなのか。本当に削減が可能なのかということに疑わざるを得ないということにもつながってまいります。多分、私も個別熱源方式よりも、地域冷暖房の方が排ガス量は多少は減るのではないかというふうに考えておりますけれども、具体的にどの程度減少するのかについて、ぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

さらに幾つかの点を指摘したいと思いますが、これは予定地域内の井戸の問題ですが、水質調査をすべきではないかというのに対して、大丈夫ですという見解のようですね。それほどたくさん井戸があるわけではなく、莫大な費用がかかるわけでもないこの井戸の水質調査をあえてされないのはなぜだろうかというのが、ひょつとしたらされていて、出してはまずいデータが出てきたのかというふうにも疑わざるを得ない状況であるというふうに思います。そういう意味で、ただ大丈夫というだけだったら見解書は要らないですね。大丈夫です。任しておいてくださいと言書けば、見解書も全部終わるし、アセスメントも全部そういうことになりますね。大丈夫です。まったく問題ありませんから任しておいてくださいと事業者が言えば、それでいいのか。そういう問題ではないということに事業者はきちんと理解をしていただく必要がある。そのことを市民目線で指摘し、一緒になって議論をし、それを検証していく。それがアセスの意味、目的であるということをご理解をいただいて、きちんとした、大丈夫という

だけではない、きちんとしたデータの提示をしていただく必要があるだろうというふうに思います。

次に、騒音の問題について、少し触れたいと思います。

建設騒音で少し課題が出ておまして、建設騒音につきましては5 mの高さで北地区との境界線上に最大値が出現したが規制基準を下回ったという記載がされております。具体的にどこなのか。北地区との境界線上というだけでは、どこかということは分かりません。かつて新名古屋火力発電所の問題で、中部電力という巨大企業が、騒音は大丈夫ですと言いました。私たちが詳細に検討をすると、実はそうではなかったということが明らかになりまして、公聴会で指摘をし、再度計算をやり直す。その隠していたデータを出さざるを得ないという状況が出てまいりました。したがって、きちんと、どこで、どの数値が出たのかということを示すべきではないか。そういうデータをお持ちですから、何もそれをあえて隠す必要がないのではないかと私は考えております。事業者の見解をお聞きしたいというふうに思います。当然のことながら、断面図、騒音予測値を示す、そういうことは現在ではそれほど難しくない技術ですから、少なくともそういうことを、そういう形で示されるべきではないかというふうに思います。

併せて、道路騒音につきましても、これは当然道路なんかでは既にやられておりますが、等騒音レベル図というので平面的に、あるいは立体的に騒音の広がる範囲について示すというのが現在では騒音の示し方で、常識的に行われております。残念ながら今回はそういうデータが示されておられません。まあ依頼されたコンサルタントがそういうことをする能力がないレベルの会社であったのかどうかまでは私は分かりませんが、きちんとそういうデータを示していただきたい。なぜデータをそれほど示そうとしないのかという、その姿勢が一つ私たちとしては若干気になるという感じがいたします。

続きまして、PCB機器の問題について指摘したいと思います。

PCBの機器につきましては、改めて再調査した結果、PCBの保管は確認されませんでしたということです。これは最初の準備書とはかなり内容が異なっている。準備書のときには、かなりあるんじゃないかと思ったけれども、調査してみたらなかったと。これ、どうも意味がよく分らないですね。なぜそういうことが起きたのか。いかなる根拠で最初はそれなりに保管されているというふうに考えたのか。もし保管されているはずだけれども調べてみたらなかったということになれば、極めてずさんな管理がされたということにつながります。そういう姿勢の事業者であるのかという疑問が湧かざるを得ないわけでありまして。したがって、－（ベル1回）－なぜそういうことが、最初にはあると思ったけども、ないのかということをもう少し具体的に明らかにしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、地盤沈下への対応ですね。これがちょっと見解になっていない。工法は、南地区はソイルセメントの連壁で、北地区はSMW工法となっておりますが、ソイルセメント工法というのは従来のSMW工法の問題点を改善するために考え出された工法だというふうに理解をしております。私の理解が間違っているかも知れません。とすれば、なぜ片一方はソイルセメントなのに、片一方はSMWであえてするのかということについての見解をぜひお聞きした

いというふうに思います。

さらに、幾つかご指摘をしたいと思いますが、駐車場と道路の排ガスというのは、合計を一（ベル2回）一すぐ終わります。試算をされました。これは評価したいというふうに思います。ぜひ評価書にも追加をしていただきたいと思います。

それから泥水プラントの使用の忘れを認めて追加予測をされました。この点も評価したいと思いますが、ぜひ評価書に追記していただきたいと思いますというふうに思っております。

さらに南地区では、工事関係車両の走行ルート分散で2箇所に変更されたということについては評価したいというふうに思っております。

その他いろいろありますが、時間が来ましたので、以上にさせていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

どうもありがとうございました。陳述人の方からご意見をいただきました。

事業者の方、ただいま陳述されました意見に対しまして見解を述べることができますが、いかがでしょうか。

事業者（深見東海旅客鉄道株式会社事業推進本部担当課長）

ただいまいただきました意見に対して若干見解を述べさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくためにも、ここで10分ほど休憩を取らせていただきます。現在、この部屋には時計はありませんけれども、私の時計で2時28分ですので、10分少々ということで、2時40分から再開したいと存じますので、よろしく願いいたします。

（休 憩 午後 2時28分）

（再 開 午後 2時40分）

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

皆様お待たせいたしました。それではただいまから再開させていただきます。これから事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でもお願いいたしましたとおり、20分以内にまとめて見解を述べていただきたいと思います。

まず、南地区の事業者の方に両事業を代表して北地区、南地区に共通する事項について述べていただき、その後、それぞれの地区に係る事項について述べていただくようお願いいたします。

事業者（深見東海旅客鉄道株式会社事業推進本部担当課長）

私は、南地区事業者であります東海旅客鉄道株式会社の深見と申します。

本日はお忙しいところを名駅一丁目1番計画に対しまして、貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございます。心よりお礼を申し上げたいと思います。

本事業は、名古屋の玄関口にふさわしい交通結節点としてのターミナル機能の強化を図り、加えて利便性、快適性を備えた多様な都市機能の整備及び防災面の向上等を行うことによりまして、名古屋駅地区の賑わいと活力のあるまちづくりへの貢献を図ってまいりたいということを目指してございます。

また、環境面につきましても、事業の当初段階から、地球環境等にも十分に配慮して各計画を進めてまいりました。

本日貴重なご意見をいただきましたので、今後の計画を進める上での参考とさせていただきますと存じます。

先ほど事務局様の方からご紹介いただきましたように、まず、私の方から北地区、南地区の共通する意見と、それから南地区に関する意見、見解を述べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、最初に、複合影響についてのご意見をいただきました。今回、私ども北地区、南地区と分かれてございますけれども、それぞれに事業者が異なっておりまして、これをその責任をしっかりと明確化していくということで、事業者ごとにまずしっかりとした影響予測を行うということを基本として考えてございます。その上で、複合影響予測につきましては、参考資料として取りまとめさせていただきました。この参考資料というのは、北地区と南地区を併せて、最も環境への影響が大きくなる時期を算出しまして、その時期で予測を行ったものでございます。

また、この参考資料の中の、(5) 予測結果の箇所におきまして、国や名古屋市で定められています基準値がある項目につきましては、その基準値と予測結果との比較を記載いたしました。

さらに、環境の保全のための措置、それから評価につきましては南地区、北地区、各準備書に記載しました内容の措置を、各事業者が責任を持って講ずることによりまして、周辺環境に及ぼす影響の低減に努めてまいりたいという旨を記載してございます。

また、実際に行った保全措置につきましては、事後調査の結果報告書において記載してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回、名駅一丁目1番計画の準備書で予測計算を行う際には、平成21年8月末時点で入手可能な最新の資料とするということとじています。この時点におきまして、先ほどお話がありました名駅三丁目計画につきましては、予測計算に必要な具体的な条件が示されてなかったため、予測計算に取り込むことはできませんでした。

一方、平成21年8月末時点におきまして、ささしまライブ24、通称グローバルゲートと呼ばれているものですが、このような計画のように、計画中であっても予測計算に必要な具体的な条件が既に公表されているものについては、予測条件に取り込んで調査を行ってまいりました。

今後ですけれど、名駅三丁目計画の事業者様へは私どもから情報の提供など、協力をして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、NO_xのバックグラウンドの設定についてのご意見をちょうだいいたしました。まず、事業者としましては、大気質の予測というのは年平均値をバックグラウンド濃度として設定する必要がございますので、年間を通して調査結果が公表されている一般環境大気測定局の中で、事業予定地に最も近い中村保健所のデータをバックグラウンド濃度として用いることといたしました。なお、そのバックグラウンド濃度のデータにつきましては、事業予定地に近いきさしまライブ地区におきまして、方法書段階で行った冬季の調査に加え、市長意見に従い、追加で行った夏季の調査によって得られた測定値と、中村保健所のデータとの相関性、近似性について確認した上で中村保健所のデータを使用しているものでございます。

なお、行政が事業者となって行っています道路に関する環境アセスについては、この大気質の考え方については回答する立場ではございませんので、見解は控えさせていただきたいと思っております。

次に、地域冷暖房の排ガス量についてのご意見をいただきました。事業予定地は既存地域冷暖房事業者の熱供給可能区域に含まれていますので、この事業者との協議の上で合理的な熱供給を受けてまいりたいというふうに考えてございます。また、そのメリットとしましては、個別空調と比較した場合、地域冷暖房の導入によるCO₂排出量と一次エネルギー消費量の削減効果というのは一般的に10%強あるというふうに言われてございます。また、今回、地域冷暖房だけではなく、電気やガスを加えまして、建物全体のエネルギー消費に伴う排出量を二酸化炭素換算値として比較してございます。現況施設は1年間に約1万3,000 t、新建築物は約3万3,000 tとなりまして、1㎡当たり現況施設で約143 kg、新建築物におきまして128 kgとなり、建物全体のエネルギー消費に伴う単位面積当たりの排出量は年間で約12%の削減を想定しているところでございます。

続きまして、井戸の水質調査についてご意見をいただきました。本事業に関わる環境アセスメントは方法書に記載しました調査期間であります、先ほども申しましたように21年8月末までに収集した既存資料や現地調査の結果を基に行っているものでございますが、まず、南地区事業予定地内にあります井戸でございませけれども、この井戸はここ数年実は使用しておりません。したがって、地下水を採取してないということでもあります。そのため、見解書にも記載してはございますけれども、名古屋市から公表されています資料を基に調査をした結果として、東芝工場跡地の汚染が事業予定地及びその周辺へ影響を及ぼす可能性はないというふうに考え、その旨を記載してございます。ちなみに、名古屋市が公表している資料以外に、事業予定地直近に定期的に観測されている井戸がございませ。念のためにこの井戸での観測結果を調査してみましたところ、シスー1, 2-ジクロロエチレンにつきまして、環境基準値を超えてないことを併せて確認しているところでございます。

続きまして、建設機械騒音についてご意見をいただきました。

準備書、北地区におきましては175ページ、南地区におきましては189ページ、それぞれ表

の2-2-5に記載しています値ですけれども、これはそれぞれの高さ、これは1.2mと高さ5mから50mまでの各5mピッチでの値になりますけれども、それぞれの高さにおける最も騒音レベルが高い値を記載してございます。騒音レベルの値は、この表の中の値より同じか、もしくは小さくなりますので、特定建設作業に伴う騒音の規制に関する基準値を超えるものはございません。

なお、今回、高さ方向の予測の断面の表記の仕方についてご意見をいただきましたので、境界線上の地上1.2mで、最も騒音レベルが大きいと予測されている場所で、予測断面として地上1.2mから50mまでの等価騒音レベル線図を作成する方向で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、少し順番は変わるんですが、掘削の工法の連壁の工法の違いについてのご質問をいただきました。

ソイルセメント工法とSMWの工法についてでございます。これはそれぞれ北地区と南地区では掘削の深度が異なります。これによって工法を使い分けているというのが結論でございますが、まず北地区につきましては、地下3階で、連壁の深さが地下44mになります。南地区は地下6階で連壁の深さが63mになります。SMWの工法は地下50mまでに適用できる工法ですので、そのような違いとなっております。なお、工法による環境への影響は変わらないものというふうに考えてございます。

まず、南・北地区共通の項目と、南地区単独の項目についてご説明をさせていただきました。

続いて、北地区単独の項目について、説明者を代わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

よろしいですか。では続きまして、北地区の事業者の方、よろしく申し上げます。

事業者（本間日本郵政株式会社不動産部門不動産企画部次長）

北地区事業者であります日本郵政グループの本間でございます。

いただいたご意見の中で、南・北と共通の見解につきましては、今南地区のJR東海の深見様の方で見解を述べていただきましたので、私は主に北地区に関するご意見についての見解を述べさせていただきます。よろしくお願いたします。

いただいたご意見の中で、PCBのお話がございましたので、これは北地区の事象だと思っておりますので、回答させていただきます。

北地区の現況施設内を再調査した結果、PCBを保管しているということは確認されませんでした。ただし、今の名古屋中央郵便局駅前分室では、変圧器につきまして、銘板の製作年月より微量のPCBを含有している可能性があることを確認しております。また、変圧器以外、例えばコンデンサー等でございますが、こちらにつきましても微量のPCBを含有している可能性があるということを確認しております。

一方、同じ敷地内にございます名工建設の社屋につきましては、昨年12月に新社屋を建設の上、既に移転をしているわけですが、その後、社屋の中を調査した結果、現在は使用していないコンデンサー等にPCBが含まれていることを確認しているところをございます、いずれも現状は漏洩等ないように適正に管理しているところをございます。

なお、方法書につきましては、今のものを全体を通して適正に保管していますという形で記述をさせていただいておりますので、方法書と準備書の段階で内容が変わっていくというものではございません。

一方、当然PCBにつきましては、解体工事のときには詳細な調査をいたしまして、適切に処置を行いたいと考えているところをございます。

ご意見が多岐にわたっておりましたので、前後すり替えの形で回答させていただきました。

北につきましては、以上で回答の方を終わりにしたいと思います。いずれにしましても北につきましても、南地区同様、本事業につきましてご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと申し上げます。どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

どうもありがとうございました。運営方法のご説明の際にも申し上げましたように、陳述人の方で、ただいまの事業者の見解に対しまして、ご意見がございましたら補足意見を述べていただくことができます。

意見を述べられますかどうか、挙手をお願いします。

はい、補足意見の陳述の申し出がございましたので、ここで陳述人の方に意見をまとめていただくためにも10分ほど、休憩を取らせていただきたいと思います。ただいま私の時計では2時57分ぐらいですので、10分少々ということで、3時10分に再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（休 憩 午後 2時57分）

（再 開 午後 3時10分）

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

お待たせいたしました。それではただいまから再開させていただきます。

先ほど陳述人から補足意見の申し出がございましたので、今からその補足意見の陳述を行っていただきます。

補足意見の陳述については、北地区、南地区合わせて合計10分以内でお願いいたします。それでは中川さん、お願いいたします。

陳述人（中川武夫氏）

それでは補足陳述をさせていただきたいと思ひます。

先ほどの意見の中で、行政や審査会に関わるものも申ししてしまいましたので、その点につい

て事業者がお答えいただかなかったのは別に特に問題はないと思ひまして、指摘した点について基本的にはお答えいただいたというふうに考えております。その中で、幾つかの点について、改めて指摘をさせていただきたいと思ひます。

第1点は、複合影響の問題でございます。これはもちろん時期的な問題があつて、常に毎日変化する状況の中で、すべてを入れろということ申すつもりはありませんけれども、実際の施工の中で、そういうことも含めた見直しというものを当然いろんな形で行われると思ひますので、その点を含めた形で検討をぜひお願いしたいというふうに思ひます。

そもそもマスコミにも報道されましたように、最初の方法書のときに比べて、ビルの規模そのものも変わるということもあつたわけで、当然変われば、その影響というのも変わってくる、今後見直しされるのかどうかは知りませんが、そういうことも含めて、ぜひ複合影響について、きちんと前向きな検討をぜひお願いしたいというのが第1点でございます。

第2点は、バックグラウンド濃度の中村保健所のデータの利用でございます。年平均値が中村保健所しかないという、それはまあ単なる私にとっては言い訳に過ぎない。年2回の測定で行ったささしまライブのところのデータとの関連を考えると、やはり私が提起しましたように、中村保健所の0.02ではなくて、0.022を使うべきというのが本来の姿ではないか。アセスというのは、分からないときは安全サイドで検討するというのが原則なわけでございます。影響というものが出ないようにするということが基本的な考え方でございますので、そういう点では安全性の原則に立てば、当然0.022というものを使うのが妥当な線ではないかというふうに思ひますので、今後の中で、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思ひます。

事後調査の中で、ということございましたけれども、事後調査というのは後でございます。事後調査も必要ですけれども、事後調査でやるからいいんだということにはならないということ。このことを実際に事後調査をするまで、オーバーした状態というのが放置されるというようなことは、過去にもそういう事例があるわけですから、後の経過が大変なことはJR東海さん辺りは十分に新幹線公害で、もう骨身にしみて教訓を学んでおられるはずでございますので、そういう点からすれば、ぜひ前向きに安全サイドの検討をぜひお願いしたいということ申し述べておきたいと思ひます。

それから、地域冷暖房等々による排ガスの量でございますが、平米当たりは10%ぐらい差があるというふうなお話だったというふうに思ひますが、平米当たりが減っても規模は非常に多くなるということで、ちょっと私聞き漏らしたかも知れませんが、1,300tが3,300tになるということでございますから、トータルとしては3倍ですね。最近テレビの買い替えでも、最近の省エネで、その分だけ大きなテレビを皆さんが買われるということになると、結局省エネ機器はできますけれども、トータルとしては増えてしまえば意味がない。トータルをどう減らしていくかということも考えなければならぬ。このビルだけでそのことを求める気は毛頭ありませんけれども、全体として、そういうものを考えていかなきゃならぬときに、この地域で巨大なこういうものができて、大幅に負荷が増えるということ、じゃあどうやって全体として減らしていくのかということについても、ぜひご検討を今後の中でお願いしたいというふう

に思います。

騒音については、等騒音図を作成していきたいという前向きなご回答がございました。一歩踏み込んだご回答で、ぜひ期待をしたいというふうに思います。

それから北地区のPCBの問題ですが、PCBにつきましては、従来、現況施設にはPCBが入っている変圧器や照明器具等が存在するが、遺漏を防ぐためにステンレス容器に入れるなど、適切に保管されており、過去にPCBの遺漏等の事故は発生していない。漏洩等の事故は発生していないという記述であったんですね。それが今回では、改めて再調査した結果、PCBの保管は確認されませんでした。どうもよく分からないですね。先ほど矛盾はないとおっしゃったんだけど、どう見てもどうしてか、保管されているというふうに言われていたのが、調査したらなかったというのは、どういうことなのかというのは、やはり分からないですね。この点は、ぜひ詳細な経緯を今後何らかの形で明らかにしていただきたい。あるはずだったものがないのか。最初のあるはずと言ったのが勘違いだったのか。不十分な見解に基づいて、そういう記載をしたのかということについては、ぜひ明らかにしていただかないと、これはどう見ても、矛盾しないとおっしゃったんですけど、矛盾しているのではないかとこのように思います。PCBは保管の過程の中でいつの間にかなくなっているという事例がたくさんあります。確か私の記憶では行政である名古屋市もいつの間にかなくなっていたという話が過去に報道されたことがあったように記憶しておりますけれども、行政ですらそうだとすることは、極めて遺憾なことだというふうに私は思っております。ぜひこの点についてはご検討をお願いしたいと思います。

時間の関係もありますので、以上の指摘に止どめたいと思いますが、最初にJRさんの方から、今後ぜひ参考にしたいというふうにおっしゃっていただいたということ、ぜひそのとおり私たちの意見が少しでも環境を保全する上で役に立てばというふうに思っておりますので、ぜひその言葉を忠実に守って、今後の事業の進行にお役立ていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（浅井環境局地域環境対策部長）

どうもありがとうございました。補足意見の陳述も終わりましたので、本日の公聴会の議事はすべて終了いたしました。

本日は皆様方、公聴会の円滑な運営にご協力いただきましてまことにありがとうございました。これをもちまして公聴会を終了させていただきます。ここで事務局にお渡しします。

事務局（近藤環境局地域環境対策部主幹）

事務局からご連絡を申し上げます。本日の公聴会の記録についてでございますが、事務局において速やかに作成をし、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市公式ウェブサイトにも掲載をする予定です。

また、本日の記録は環境影響評価審査会に提出をし、本件対象事業に係る準備書の審査に役

立てていきたいと存じております。以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(閉 会 午後 3時20分)

9 その他

北地区及び南地区は関連する事業であるため、公聴会を同時開催した。



公聴会の様子